

懲戒処分の公表

本会は下記会員に対して、弁護士法第57条に定める懲戒処分をしたので、お知らせします。

記

被懲戒者	宮崎 拓哉（登録番号26788） 弁護士法人アーク東京法律事務所（届出番号809）
登録上の事務所	東京都千代田区麹町3-12-5 近代ビル2階 弁護士法人アーク東京法律事務所
懲戒の種類	上記被懲戒者いずれも業務停止6月
効力の生じた日	2023年5月18日

懲戒理由の要旨

被懲戒者らは、広告代理店業などを営むA社に対して債務整理事件等にかかるインターネット広告を発注し、労働者派遣業などを営むB社に対して上記インターネット広告を見て問い合わせをしてきた者に対する電話対応などを依頼し、いずれもその対価の支払いをしていた者であるが、A社とB社（以下、両社を併せて「Aグループ」という。）は個別にそれぞれの活動を行っていたものではなく、同一人物の指揮命令下にあり、同人の意向に基づいて債務整理等の法的手続きを弁護士などへ依頼を希望する顧客獲得の為にノルマなども定められていたなど、両社が一体となって債務整理などを希望する顧客獲得のために活動していたと認められ、そのようにしてAグループにおいて獲得した債務整理などの顧客を弁護士などに紹介する対価として広告費などの名目で支払いを受けており、Aグループは弁護士法第72条に違反すると疑うに足りる相当な理由のある者であるにもかかわらず、そのことを認識しながら、平成30年5月ころから令和2年6月ころまでの間Aグループを利用し、債務整理事件などをAグループを通じて受任していた。

被懲戒者らの行為は、弁護士職務基本規程第11条に違反し、弁護士法第56条第1項に定める弁護士としての品位を失うべき非行に該当する。

2023年5月26日

東京弁護士会
会長 松田 純一